

水資源・環境学会賞規程

(目的)

第1条 この規程は、水資源・環境学会規約第4条の規定に基づき、優れた学術的貢献をなした本学会の会員を表彰するための学会賞および奨励賞の内容およびその候補者選考方法等について定める。

(賞の種類)

第2条 優れた学術的貢献をなした会員を表彰するため賞として以下を定める。

- 一 学会賞
- 二 奨励賞

2 前項に規定する賞の受賞者には、賞状を授与する。

3 賞は各年度ごとに授与し、その授与式は当該年度の研究大会時に行う。

(水資源・環境学会賞の内容)

第3条 学会賞は、水資源研究、環境研究の進歩、発展に寄与した研究論文、著書の発表など優れた研究を行った者を表彰する。

2 奨励賞は将来性を十分有すると判断できる研究大会において研究発表を行った満40歳未満の者を表彰する。

(学会賞選考委員会)

第4条 本学会に、学会賞選考委員会をおく。

2 選考委員会は毎年度理事会が推薦した5名の委員によって構成され、委員の任期は1年とする。

3 選考委員長は、選考委員の中から互選で選出する。

4 選考委員長は、同委員会を招集し、これを主宰する。

5 選考委員会は、当該年度の学会賞および奨励賞候補者について審議し、選考し、同候補者原案を議決する。

6 選考委員会における議決は全会一致とする。

(選考報告)

第5条 会長は、選考委員会が議決した授賞者原案を決定し、研究大会で報告および賞の授与を行う。

(学会賞の公募)

第6条 学会賞候補者の受付は、会員による自薦または他薦による公募のほか、理事および会長の推薦に基づいて行う。

第7条 この規程は、理事会の議を経て改正することができる。

附 則

1. この規程は、平成23年4月15日に施行する。